

# 文教福祉常任委員会会議録

令和6年9月2日

寒川町議会



出席委員 佐藤委員長、橋本副委員長  
柳下委員、岸本委員、吉田委員、関口委員、新村委員、山田委員、茂内委員、柳田委員  
天利議長

説明者 宮崎学び育成部長、鳥海子育て支援課長、高橋副主幹、遠藤副主幹  
小林健康福祉部長、中澤福祉課長、渡辺副主幹、藤井副主幹  
高木保険年金課長、吉野副主幹、早乙女主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第48号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
2. 議案第49号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場での提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第48号については、2部2課入室の下で提案説明をしていただきたいと思います。

それでは、議案第48号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 皆様、おはようございます。これより付託議案1、議案第48号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては鳥海子育て支援課長から、質疑応答につきましては出席職員により対応いたしますので、よろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 それでは、議案第48号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

今回の条例改正は、当該条例において特定個人情報を利用することができる事務として定めている重度障害者等の医療費助成事務、小児の医療費助成事務及びひとり親家庭等の医療費助成事務の3つについて、医療証の交付事務においてマイナンバーを利用した情報連携により医療保険関係情報を取得することができるようにするため、所要の措置を講ずるものでございます。

まず、改正の背景についてご説明いたします。国では、今般の新型コロナウイルス感染症対策を経験したことにより、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化したことから、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて、国民の利便性向上等を目的とする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日に施行され、健康保険の被保険者証等が廃止されることとなりました。これにより改正法施行日以降に健康保険の資格を取得した方など、マイナンバーカードと医療保険証機能が一体化した、いわゆるマイナ保険証しか所持していないという方が生じることとなりますが、マイナ保険証の券面には医療保険関係情報の記載がないため、マイナ保険証しか所持していない方については、マイナンバーによる情報連携によって医療保険関係情報を取得し、確認する必要があるとございます。今回の条例改正は、その確認をすることができるようにするため、特定個人情報を利用できる期間、事務、特定個人情報を定めている別表第2を改めるものでございます。

それでは、改正の内容について新旧対照表により具体的にご説明させていただきます。タブレット資料の6分の5ページをご覧ください。上段の重度障害者等の医療費助成事務では、現行の特定個人情報の欄にあります(2)国民健康保険関係情報と(3)後期高齢者医療保険関係情報を改正案の特定個人情報の欄にありますように、(2)医療保険関係情報となるように改めて、全ての医療保険に関する情報を取得することができるようにいたします。また、これに伴って現行の(4)と(5)をそれぞれ(3)、(4)となるように改めます。

下段の小児医療助成事務につきましても同様に、現行の(2)国民健康保険関係情報と(3)後期高齢者医療保険関係情報を(2)医療保険関係情報となるように改め、現行の(4)から(7)までをそれぞれ(3)から(6)となるように改めます。

6分の6ページをご覧ください。こちらにありますひとり親家庭等の医療費助成事務につきましても同様でございまして、現行の(2)国民健康保険関係情報と(3)後期高齢者医療保険関係情報を(2)医療保険関係情報となるように改め、現行の(4)から(6)までをそれぞれ(3)から(5)となるように改めます。

最後に附則でございまして、この条例の施行日を情報連携の開始日である令和7年6月1日としております。

説明を以上で終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

**【佐藤委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

**【山田委員】** それでは、何点かお聞きします。まず、今回の条例改正は、いわゆるマイナンバー法に伴う条例改正ということなんですけど、今の説明の中でマイナ保険証しか所持していない人の情報ですね。重度障害者等の医療費助成と、あとまた小児医療費の助成、それからひとり親家庭の医療費の助

成ということでありましたけど、これに関連してなんですけど、結局マイナ保険証しか所持していない人ということでしたけど、実際今度はマイナ保険証を取得していない人についてどのように対応しているのか、もう一つマイナ保険証の取得というのは任意としているのかというところを確認したいと思います。

以上です。

【佐藤委員長】 執行部、答弁願います。

鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 マイナンバーと医療保険関係情報をひもづけていない方についての対応ということになります。法律の施行日以降につきましては、例えばマイナポータルというものがありますので、それで加入している保健情報を確認させていただき、または健康保険から、あなたはこういった健康保険に加入していますよという書類が出ますので、それで確認させていただくという方法になります。マイナンバーと健康保険情報をひもづけるかどうかは任意となりますので、これは強制とか全員とかではありません。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 今の答弁で、マイナ保険証を所持していない人に対しては、ひもづけに関しては任意ということ、分かりました。そうしますと、マイナ保険証を所持していない人のことについてなんですけど、そうしたら、この情報というのは、マイナポータルを通さなくても町独自でいろんな確認作業というものはやるということによろしいですか。

【佐藤委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 説明が不足していたんですけれども、先ほどマイナポータルでというのは、ひもづけている方でしたので、説明が不足していたんですけれども、基本的には情報連携で確認するのは、健康保険の保険者の方から提供された情報に対してマイナンバーで確認をしにいく形になっているので、ひもづけをしていない方についても情報連携で確認することはできます。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 今の答弁では、ひもづけしなくても情報連携も既にされているということによろしいんですね。

【佐藤委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 情報連携といいますのは、マイナンバーを来庁者の方から取得して、マイナンバーで情報を扱っている連携するものがあるんですけれども、そこに対してマイナンバーで照会をかけて、そこから保険者が提供した保険関係の情報を取得するというのが連携になります。これが情報連携になります。マイナポータルで自分のマイナンバーと保険情報をひもづける、この連携とはまた別のものになりますので、この保険情報と自分のマイナポータルでひもづけるというのをやっても、マイナンバーと保険の関係の情報というのは、ひもづけがされているので、マイナポータルでひもづけをしていなくても、情報というのは連携で取得することができるようになっております。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。  
暫時休憩いたします。

---

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第49号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 おはようございます。それでは、付託議案の2、健康福祉部保険年金課が所管いたします議案第49号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明につきましては高木保険年金課長より、質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【佐藤委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、案件2の議案第49号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてご説明させていただきます。

タブレット資料02をご覧ください。今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、マイナンバーカードと健康保険証を一体化して被保険者証を廃止することに伴い、改正されました国民健康保険法が令和6年12月2日に施行されることから、町国民健康保険条例の一部改正を行うものでございます。

タブレット資料の4分の3ページ、条例新旧対照表をご覧ください。まず、第24条につきましては、保険料の納付義務者が急患として保険医療機関等を受診し、資力の活用が可能となるまでの徴収猶予期間を3月から最長1年以内まで延長を行うもので、被保険者証の整理に当たり救済措置を追加するものでございます。

次に、第29条につきましては、保険者証の廃止から保険者証の返還に応じない者に関する規定を削り、虚偽の届出をした場合へ改めるものでございます。

なお、附則1項につきましては、法の規定が繰り上げられたことから、条文を5項へ整理し、施行期日を令和6年12月2日と規定しまして、附則2項、3項は、経過措置でございまして、附則2項は、条例第24条の規定は令和6年12月以後の保険料に適用し、令和6年11月以前の保険料については従前の例によるものを規定しております。

附則3項は、第29条の規定の施行期日以前の行為及び施行期日以後の行為に対する罰則規定の経過措置を明記するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、先日の本会議場での部長の説明の中で、生活保護者という言葉が出てきたと思うんですけど、今の説明はなかったんですけど、それについて確認をとりたいと思います。それと実際対象になる方というのはいらっしゃるのか、もしくは今までそういうことがあったのかというのを確認したいと思います。

【佐藤委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 24条の改正の具体的な説明になるかと思うんですけども、当町では事例の確認はされていないんですけども、被保険者が急患として医療機関を受診し、医療補助として生活保護の開始を職権で決定した後に、当該者に資力があると判明し、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療に要した医療費の全額を返還する事案が生じていることを踏まえまして、今回の条例の中で保険料について必要に応じて徴収猶予ができる期間の延長を行うものを規定しております。

先ほど前段で触れましたけれども、徴収猶予の申請者は寒川町には現在おりません。よろしくお願いします。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。急病になって、簡単に言いますと、生活がぎりぎりのところでやっついて、入院とかをしたときに収入がゼロになったりしましたというところで、生活保護の決定がされると思うんですけど、そのときの支払いの猶予を今回定めるということで、今までは3か月ということですけど、それを1年まで延長できるということでしょうか。

【佐藤委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 今回の場合につきましては、例えば突然倒れられた、お医者さんにかかれる、そのときにどうしても医療補助として生活保護を職権で決定しなければいけないというときに、その決定をした後にその方に資力があると判明した場合の手続に関して3月を1年まで延ばして、かかった医療費を保険事務所に返さなきゃいけないので、そのお金を返すまでの期間を保険料の緩和をしてあげるとい制度となりますので、よろしくお願いします。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。それで、ちょっと戻っちゃうんですけど、今回国民健康保険法の一部改正ということで、国民健康保険証の廃止に伴うということが大本にあると思うんですけど、これは逆に言うと、今までも条例としてあったわけで、国民健康保険証廃止に伴うというところの関連の説明をお願いします。

【佐藤委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 被保険者証を返還しない方がいらっしゃった場合については、マイナ保険証の改正の規定の中で保険証という文字を削るという形になっております。それ以外の24条の生活保護者の関係については、先ほど言った事例が生じているために今回の条例改正の中で整理を行うものということ判断をしております。よろしくお願いします。

【佐藤委員長】 他にございますか。

橋本副委員長。

【橋本副委員長】 1点お聞きいたします。こちらが3月から1年になったということですけど、1

年に期間を設定した根拠についてお聞きいたします。

【佐藤委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 一応この内容につきましては、うちは保険料という形で行っていますので3月という形になりますけれども、保険税で扱う場合には、地方税法の15条の要件となりまして、徴収猶予は1年以内の期間となっておりますので、そちらに合わせているものと考えております。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。  
暫時休憩いたします。

---

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

山田委員。

【山田委員】 15分ほどください。

【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。今山田委員から15分ほどということございましたけれども。  
(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、再開を9時40分にしてみたいと思います。  
暫時休憩いたします。

---

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第48号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第48号について反対の立場で討論いたします。これは現行の保険証が廃止されることに伴い、マイナンバーを使って健康保険の加入情報を照会する必要がある情報連携など所要の改正を行うものですが、これに対しては情報漏えいの懸念があります。政府は現行の健康保険証を本年12月2日に廃止し、新規発行を停止し、マイナンバーと一体化したマイナ保険証を実質一本化する方針ですが、現行の保険証を廃止することは大きな問題があると考え、条例改正には反対いたします。

【佐藤委員長】 次に、賛成討論のある方。

新村委員。

【新村委員】 今回の議案第48号に関しては、国がデジタル化を進めるに当たって、令和6年12月2日に健康保険証を廃止するというに当たり、今回進めているものでありまして、健康保険証の廃止に伴い町としてもしっかりと条例を改めないといけないものになりますので、その部分に関して必要な措置と思いますので、今回は賛成とさせていただきます。

【佐藤委員長】 続いて、反対討論のある方。  
(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。  
(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 ほかに討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。これより議案第48号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。  
続きまして、議案第49号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。  
山田委員。

【山田委員】 議案第49号に対して賛成の立場で討論します。今回の法律は、マイナンバー法による国民健康保険法の一部改正に伴い所要の措置をするための条例改正なんですけど、中身に関して、私たちとしてはマイナンバー法に関しては反対なんですけど、今回のことに関しては、急患等で医療機関等で受診した場合の生活保護になったときのための措置ということで、今まで3か月でしたけど、1年以内の猶予期間も設けるということから賛成といたします。

【佐藤委員長】 続いて、反対討論のある方。  
(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。  
(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。これより議案第49号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。  
以上で本日の議題は終了いたしました。

これもちまして文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前9時43分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長